## 処分基準(公表用)

様式第4号

所管部(局)·課 建築住宅課

						<u>D</u>	丌官前(同)・硃   炷	業生 七i	<u></u>	
Ý	法令名	高齢者の居住の安気	定確保に関する	去律		法令番号	平成 13 年第 26 号			
3	手続名	サービス付き高齢者	皆向け住宅の登録	録の取消し		根拠条項	第 26 条			
如 分 基 準	一 第九条第一項又は第十一条第三項の規定に違反したとき。   二 前条の規定による指示に違反したとき。   基準   対応 1 聴聞の実施 処理 建築住宅課   建築住宅課 受付 建築住宅課									
区分		前の美施 月の機会の付与	機関	芒課	交付   機関	建築住宅課		目火 No.		
			I		1					